

会 議 記 録

会議名称	杉並区災害時要配慮者対策連絡協議会 第一部会(平成 27 年度第 2 回)
日 時	平成 28 年 1 月 22 日 (金) 午前 10 時 00 分～午前 11 時 40 分
場 所	中棟 4 階 第 1 委員会室
委員出席者	遠藤雅晴、大澤俊、福川康、小林三郎、鹿野修二、明石文子 (以上敬称略)
幹事出席者	井上純良、武田護
委員欠席者	山田滉、高橋博、松見光、清水汎 (以上敬称略)
会議次第	<p>I 部会長あいさつ</p> <p>II 議題</p> <p>1 震災時における要配慮者の搬送に関する支援について</p> <p>2 震災救援所及び自宅避難者への支援について</p> <p>III その他 (報告)</p> <p>1 災害時要配慮者事業に対する区の取組状況について (平成 27 年度)</p>
資 料	<p>○災害時要配慮者対策連絡協議会 第一部会・第二部会員名簿</p> <p>資料 1 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針</p> <p>資料 2 震災救援所運営管理標準マニュアル (救護・支援部活動マニュアル)</p> <p>資料 3 災害時要配慮者事業に対する区の取組状況について (平成 27 年度)</p> <p>・～妊娠中の方、赤ちゃんがいるご家庭の方へ～ 知っておきたい! 「災害への備え」</p> <p>・災害時医療救護体制が変わりました。</p> <p>～災害により負傷した区民の方は緊急医療救護所へ～</p>

座長	<p>皆さん、おはようございます。今年度第2回目の災害時要配慮者対策連絡協議会ということで、第2回目の会議を開催したいと思います。</p> <p>まずは、平成28年、明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしく願いいたします。</p> <p>1月17日に、21年目ということで、阪神・淡路大震災から21年目のいろいろな対策をクローズアップした、いろんな新聞でも、あるいはテレビでも報道されていました。私が非常に興味を引いたのは、浜松では昔から国際交流協会というのが非常に活発に活動して、ことしは去年の12月ぐらいに震災訓練をやったそうなのですが、浜松のほうでは、外国人の方の救援というか対応についても、その浜松市の国際交流協会が全面的に支援して、通訳ボランティアなども大分加わって、その外国人対策ということもやったということが報道されておりました。</p> <p>とにかく物理的なまちづくりといいますか都市基盤の整備で、狭隘道路を拡幅するとか、これには非常に時間がかかるわけですね。ですから、どうしてもソフトの取り組みを、我々としては日ごろから準備をし、強化をしていく必要があるだろうということで、きょうも、議題の一つには、要配慮者の搬送についての行動指針、あるいは、震災救援所、自宅避難者への支援というようなことが議題として上げられておりますけれども、私の仕事の関連でちょっと申し上げると、みどりの里とか都営住宅のシルバーピアというのがありまして、比較的高齢の方あるいは要配慮者と言われるような対象になる方が住んでいる住宅の相談業務を、私、浴風会のほうでやっておりまして、そういった住宅に住んでいる高齢者の方にお目にかかって、いろいろ聞くのですけれども、そうしますと、震災が起きたときに、近くの避難場所にどうやって避難するかということを変に心配していらっしゃる。つまり、この自宅避難というようなことが余り伝わっていないようなのですね。だから、無理してでも近くの震災救援所に、避難場所に行かなきゃいけないというふうにかたくなに思っております。</p> <p>そんな要介護3ぐらいの体で階段をおりて——エレベーターはとまりますのでね。それで近くの小学校まで行かなくとも、火災等の危険がなければ自宅で避難していいんだよというようなことを、私、申し上げるのですが、そういった情報が、特に高齢者の方は、今、災害の関連の情報がどうなっているのかということほとんど知らないと思っております。</p> <p>ですから、いかにして55万区民、とりわけ高齢者、そして我々が今対象としているこの災害時要配慮者の皆さんに、この災害時の情報なり対応の仕方なりをどういうふう伝えていくのかということが、重要な課題ではないかなと。特に、首都圏直下型の地震というのは、いつ起きてもおかしくないと言われておりますので、そういうことが課題になっているなとつくづく感じております。</p> <p>そうはいうものの、今年度、我々の第一部会も、この議題にありますように、この二つの課題について、皆様のご意見を伺って、まとめをしなくちゃいけないという段階に差しかかりましたので、きょうはどうぞ忌憚のないご意見をよろしく願いいたします。</p> <p>では、事務局のほうでよろしく願います。</p>
----	---

事務局

はい。では、改めまして、おはようございます。本年度もよろしくお願
いいたします。

それでは、私のほうから、ご配付をさせていただきました資料の確認
と、それからお送りさせていただきました資料の若干のご説明をさせてい
ただきたいと思います。

まず、お送りをさせていただいた資料が全部で3種類ございます。右肩に
資料1、2、3と振られているものでございます。皆さん、お手元にはありま
すか。では、順にご説明をさせていただきます。

まず、資料1ですけれども、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する
取組指針」ということで、平成25年8月に内閣府から出されたものでござい
ます。といいましても、これ全部ではなくて、概要と、それからあと全体
の手順、それからこの部会の議題に非常に関係の深い避難行動要支援者の
安否確認に関する事項と、それからあと搬送に関する事項、こちらが書か
れているところを抜粋してお送りさせていただいております。表紙の裏
に、25年6月に災害対策基本法が改正されたことを受けまして、内閣府のほ
うで、この表記にあります避難行動要支援者の避難行動に関する取組の指
針ということで出されたものでございまして、2ページ目に概要というふう
になっております。

これは、概要をざっと読んでいただきますと、もうご存じといたしますか
ご確認をいただけたかと思うのですが、実は杉並区が従来とり行っており
ます、たすけあいネットワークの仕組みそのものが、今回、法のほうで後
から整備されたような形になっておりますので、実際そのたすけあいネッ
トワークの流れがこのような形で一緒に動いているというようなことをご
確認いただけるかと思います。

中でも、4ページ目になるのですけれども、実際、3番というところから
始まります避難行動要支援者の安否確認の実施ということで、こちらのほ
うは、従来から、特に震災救援所の皆さんにいろいろお願いをしておいま
す安否確認について、一応国のほうからも指針が出されたということ。そ
れから、4の中の、特に(2)ですね。一番最後のページになろうかと思いま
すけれども、避難行動要支援者の避難場所から避難所への運送というこ
とで、前回こちらのほうの部会でも、ここに加えて緊急医療救護所への
搬送ということも一定程度ご意見をいただいたところなのですが、こちら
のほうも参考にいたしまして、さらにこちらの搬送等について、ご意見を
いただければありがたいなと思っております。

続きまして、資料2でございます。資料2「震災救援所運営管理標準マニ
ュアル」というものでございます。こちらのマニュアルも、実は一部抜粋
になっておりまして、マニュアルの「基本編」というところ、それから
「救護・支援部活動マニュアル」というものがついているかと思います。
今般、各救援所には防災課の職員、それから私どものほうでお邪魔をして
いるのですけれども、こちらのほうで救援所に配付をさせていただいてお
ります標準マニュアル、大幅に見直しを行いました。この標準マニュアル
の中で、この基本編のほかにも各部が設置されていますが、それぞれの部
に対応したマニュアルをご配付させていただいております。

中でもこの救護・支援部の活動マニュアルに、実は要配慮者に関するこ

座長	<p>とが多々入っておりまして、このマニュアル、区役所、事務局のほうでも事前に作成する段階で防災課と私どものほうで協議を行いまして、具体的にこの救援所に要配慮者のための計画としてお願いしている避難支援計画、こちらのほうをどうこのマニュアルに盛り込めば、それが一体的に進むかということを検討しながら、作成をいたしました。</p> <p>避難支援計画というのは、各救援所で要配慮者の方が避難してきた場合ですとか、今、部会長のお話にもありましたが、自宅避難の場合どういう支援を行っていけばいいのかというのをあらかじめ計画化しておくものなのですけれども、こちらのほうは、言えばマニュアルそのものの動きと同じこととなりますので、こちらのほうの計画を改めて見直していただいて、マニュアルの一部として組み込めば、それそのものが実際の活動のマニュアルになるということで、こちらのほうを各救援所に配付させていただきましたので、きょう改めて皆さんのほうにもご配付差し上げて、こちらのほうにも基づきましてご意見をいただければありがたいなと思っております。</p> <p>続きまして、資料3でございます。こちらのほうは、議題終了後、その他のところで報告をさせていただければと思うのですが、今年度、区のほうで取り組みを行いました要配慮者事業に対するその中身でございます。こちらのほう、昨年度も、部会の二度目のときに、来年度こういった動きを予定していますということで報告をさせていただいたのですが、実際それがどう動いたかというのを改めてご報告したいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。</p> <p>それからあと、本日席上にご配付をさせていただいたものが3点ございます。まず1点目なのですけれども、この今の資料3番のところでもちょっと使うのですが、「知っておきたい！「災害への備え」」というリーフレット、特に妊婦の方に、妊娠中の方、それから小さなお子さんがいるご家庭の方にとということをつくったリーフレットがございますので、こちらのほう、後ほど詳しくご説明させていただきますのがまず1点。</p> <p>それからあと、緊急医療救護所という、いわゆる災害時の医療体制について前回の部会でもちょっと触れたかと思うのですが、こちらのほう、緊急医療救護所がちょっとふえた関係で、所管の健康推進課のほうで新しくチラシのほうをつくりましたので、一応、きのうの実は第二部会でもちょっとこちらのほう、出ましたものですから、改めましてちょっとご配付をさせていただきました。</p> <p>それから、昨日行われました第二部会の資料ということで、一応3点ご配付をさせていただいておりますので、よろしく願いをいたします。</p> <p>私からは以上です。</p> <p>はい。それでは、資料に沿って、きょうの議題について、いろいろと検討してまいりたいと思いますが、まず次第にありますように、議題の1番ですね。震災時における要配慮者の搬送に関する支援についてということ、今、ざっと事務局のほうから説明もあったわけですけれども、要配慮者の搬送に関する支援についての、いわば行動指針を今後取りまとめていくと。来年度になるのですかね、来年取りまとめていくということで、きょうはその関連資料に基づいて、皆さんから、震災救援所での実地の訓練</p>
----	--

事務局	<p>等の経験も踏まえて、いろいろご意見を賜りたいと思いますので、よろしくお願ひします。</p> <p>では、ちょっと、この関連資料を説明してもらえますかね。</p> <p>では、いま一度繰り返しのなるところもあると思いますが、ご説明をさせていただきます。</p> <p>こちらのまず資料1なのですけれども、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」の中で、4枚目になるのですが、3番としまして、避難行動要支援者の安否確認の実施ということで、この安否確認に関しての手順といいますか、そういったことが出ております。4番目、避難場所以降の避難行動要支援者の対応、これの中にごくごくちょっと、文章としては短いのですが、避難行動要支援者の避難場所から避難所への搬送ということで、具体的に国のほうとしましてはこういったことを考えているということでございます。</p> <p>皆様方の所属されている震災救援所でも、今年度、訓練等にお邪魔をさせていただいた限りでは、さまざまこの搬送に関しての訓練ということで、前回の部会のほうでお示しをいたしました備蓄品の中で、例えば搬送に使えるものは何かということですか、それから、具体的にその使い方ということですか、そういったところで訓練の中で確認をしていただいたというのが多かろうと思います。</p> <p>そういったことを踏まえて、例えばこの中で、搬送についてはこういう手順をもって一応やる予定でいますとか、訓練の中でこういったことに取り組みましたというのを、例示を用いてご意見を出していただけますと、今後参考になろうかと思ひますので、ぜひともそういったことでご発言いただければありがたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。</p>
座長	<p>そういう観点からの意見ということなのですが、実際に震災救援所で訓練された経験を踏まえて、いかがですかね。今のような。</p>
委員	<p>搬送はまだやっていないんですよ。</p>
座長	<p>あ、搬送はやっていない。</p>
委員	<p>で、今度、負傷者がいた場合は、即病院のほうへということなので、実は2月にその安否確認訓練をしますので、その中にちょっと取り入れてみよかなというふうには計画しています。</p>
座長	<p>なるほど。</p> <p>搬送をやったという経験をお持ちのところはありますか。</p>
委員	<p>僕は物資配給なので、直接はかかわっていないのですが、震災救援所で一度リヤカーを組み立てて、一定の場所、500メートル先の病院であるとか、おととしが病院で、今回は個人宅で、要支援者がいるということで、そこまでリヤカーで行って、乗せて戻ってくる、そういう訓練。で、何分かかったかとかということをはかりながらやっています。</p>

座長	<p>ああ。実際に訓練をおやりになって、何かこう、問題というか課題というか、そういう。</p>
委員	<p>逆に、実際の震災が起きたときの想定がなかなかつかないということ。</p>
座長	<p>想定。</p>
委員	<p>というのは、道路の状況が全くわからないので。ただ行って連れて帰ってくるという訓練はできますけれども、じゃあ、実際に、この前もちょっとお話に出たと思うのですが、1人を連れてくるのに6人というお話だったと思うのですが、リヤカーで行ってしまえば4人ぐらいで十分できてしまう。実際のときと、起きたときと訓練のときのその差がどう考えればいいのかというのは、多分課題として残るのだろうと。</p> <p>連れてきて、例えば学校が2階に、2階のフロアにそういう人たちを集めるということになってくると、またそこにどうやって搬送していくんだという話がある。だから、1階の体育館であるとか、そういうところが実際に機能するかどうか。冬の場合であるとか夏の場合であるとか、冷暖房、電気が切れたときの問題とか。そうすると、部屋のほうがいい、教室のほうがいいということになってくると、今度は2階と。その搬送の仕方は、6人で本当に、何名運ぶのだろうかと。そういう、多分具体的な課題がいろいろ出てくるのだろうと思います。</p>
座長	<p>今お伺いした中で、いわゆる被災状況というのは、なかなか想像しても難しいと思うのですよね。ただ、天沼小の近辺で言うと、日大二高通りとか、そんなに、こう——どうなのですかね、この。防災課のほうが詳しいのじゃないかと思うのですが。</p>
防災課長	<p>どこが震源かによって、また道路も広ければいいというわけじゃなくて、地殻のことですから、ちょっとわからないというのが実情です。</p>
座長	<p>わからない。それは、今、会長がおっしゃった、1階に搬送してきても、そこから2階に上げるというようなことが、非常に困難を伴うというか、その辺はどういうふうに防災課として。</p>
防災課長	<p>これはあくまでも震災救援所の中で運営していただく形なのですけれども、一つ皆さんにちょっと考えてもらいたいというのは、役員さんが全てやるのではなくて、震災救援所に避難された方も一緒になって運営していくんだという土壌を、ルールをつくって、みんなでやっていくという形をもう持っていくのがいいのかなと。じゃないと、役員さんばかりに負担がかかって、大変だと思うんですよ。避難してきた方は、俺たちは避難民なんじゃなくて、一緒に運営していくんだということを、つなげるというか、醸成していただければなと思ってございます。</p>

委員	<p>先日、HUG訓練（避難所運営ゲーム）をしたんですね。そのときに、初めていろんな——HUG訓練をなさった方はいらっしゃいますか。あのとき、いろいろ実際を想定して、例えば搬送してきた人たちを、今、けがをしている方を2階に上げていくとか、いろいろおっしゃっていましたが、そういうことを実際に考えたときに、この方は1階だよとか、この方は上の4階でいいのじゃないとか、ただ普通に考えたときはそこまで具体的に思わなかったのですが、あの訓練をやって、非常にそれが、具体的にこうしたほうがいいという考えになりましたので、HUG訓練は非常にいいと思いました。</p> <p>それから、私、先ほどのこと、すっかり忘れていまして、去年避難訓練をしたときに、病院の搬送じゃなくて、避難した被災された方を震災救援所まで搬送するという訓練の中で、何パターンか決めてやったのですが、たまたまそのとき車椅子の必要な方とか、あるいはリヤカーの必要な方がいたのですが、校庭がたまたまサッカーの大会があって、校庭に入って来られなかったんですね。そういうことがちょっとできなくて、途中から歩いちゃった子がいる。いろんなことがあったのですが、実際のことを考えたら、そういうこともありだねということで、そういう中でどういうふう に搬送したらいいかねという、それも大きな課題だったのですけれども。</p> <p>そういう中で、やっぱり今回私たちは医療救援所ではなくなりましたので、そういうことで搬送のことをやってみようかなというふうに思っているのですけれども、そういうことを含めて、HUG訓練というのは非常に現実味を考えられて、いいのかなと思いましたね。</p>
座長	<p>いかがでしょうか、どなたか。どうぞ、どうぞ。</p>
委員	<p>災害の状況というか、規模によって違うと思うのですよね。だから、助けに行く前に、例えば隣の家が潰れていて、助けてくれとか、たしか年寄りかいたよとかといった場合、そっちを見守るのが私は先だと思っ たよね。その遠くのほうへ助けに行くのじゃなくてね。そのこのところがちょっとすっきりしないで、まず、この助けるということを考える前に、隣近所を考えちゃったら。まあ、そんなことで。</p> <p>それで、避難所に集まってきた元気な人たちが行動を起こすと。だから、指導者というか、日ごろそういうことを訓練している人が、集まってきた人たちに言って、あそこにこういう人がいるらしいからリヤカーで迎えに行ってくれとか、担架で行ってくれとかという指示を出すしかないと思うのですよね。だから来た人、元気な体で来た人が対応すると。幾ら訓練所でやっても、まず自分がけがをしちゃったら、もう行動も起こせないわけで。逆に助けてもらいたいということになってしまうのじゃないかと思うので、避難所へ、規模によって、というか自分がその避難所へ行く途中で、また助けてくれという人もいるかもしれないし。だから、落ちつくまでにちょっと時間がかかるのではないかなというふうに思いますね。</p>
座長	<p>まあ、そうですね。いかがですか。</p>
委員	<p>はい。搬送そのものも、今の委員が言ったような、元気な人が集まった</p>

	<p>ときにやるということなのですけども。</p> <p>ちょっと観点が違うのですが、私は民生委員をやって丸5年になるんですが、その間ずっと個別避難支援プラン、これをつくってきたわけですよ。当初つくり始めたときは、搬送ルートを書いていませんけども、この、私は四宮小学校という救援所の担当になっているんですけど、その個別避難支援プランを聞きながら書くときに、今はわかるんですけど、この方がやっぱり避難所へ来ちゃいけない。もちろん在宅で、自宅で避難できるのならそれはそれでいいんですけども、自宅に避難できないときは、救援所の問題があると思うんですよ。</p> <p>全くもう、車椅子で動けない。もう、この方は四宮小学校と書いてあるんですけども、今は福祉救援所にしなきゃいけないのじゃないのかなという。ちょっと、重度の人ですから。重度の障害者の。こういう方が何人か今いると思うのです。今9,000人ぐらい、区内で避難支援プランをつくっていますけどもね。それをもう一回見直しをしなきゃいけないのじゃないかなという感じはしているのです。搬送する問題よりもね。ちょっと観点は違いますけど。すみません。</p>
座長	その点は事務局としてはどうですか。
委員	だから、お聞きしながら、書きながら、四宮小学校ですよと言ったのですけども、いや、すだちの里ですよというふうに、当時は私、知らなかったから、そういうふうになかったのですけども。そういう選別、今やっておかなきゃいけないのじゃないかなという気がしたんです。
保健福祉部管理課長 委員	<p>きのうも同じようなご意見が出まして……</p> <p>あ、そうですか。</p>
保健福祉部管理課長	<p>やはり震災救援所ではなくて、最初から福祉救援所に行ったほうがいい人はいるのじゃないかという話が出ていました。ただ、今の仕組みでいきますと、福祉救援所というのは、その福祉救援所の受け入れ体制が整ったところで初めて、区のほうに大丈夫ですよという話に来て、それから搬送してもらおうということなので、第一義的にはやはり体制が整っている震災救援所にどうしても行かざるを得ないというのは実情です。</p> <p>それでですね、今、福祉救援所に関しては、今、数をふやしている段階なので、ある程度充足してきて、それで満遍なく区内で配置できるような形になって、運営者側についても大丈夫だと土壌ができてくれば、おっしゃったようなところができればなというふうに思っていますけども、今はまだそこまで至っていないので、現状の仕組みでいくと、一旦は学校という形になるのは、今の段階ではやむを得ないというような状況です。</p> <p>ただ、将来的にはご指摘のような話にできるといいなと我々も思っていますので、そういうふうに進めていきたいなと思っています。</p>
委員	はい。

座長	どうぞ。
委員	福祉救援所の場所が、結構皆さんわからないとおっしゃるのですよ。
委員	わからないですよ。うん。
委員	それで、多分、あっても遠いんですね、高円寺からですと。今おっしゃったように、近くにあったらもう即行きたい、そちらに搬送したいなと思うのですが。そういう対応が急がれますよね。
保健福祉部管理課長	<p>福祉救援所は、今のところ、入所系の部分でいきますと、特別養護老人ホーム、それから障害児の、すだちとありましたけども、そういったところをまず指定をしてくれています。特養自体も区としても喫緊の課題なので、今どんどんふやしていますので、これから福祉救援所というのはふえていくだろうなというふうに思っています。</p> <p>もう一つ出てきたのは、障害者の部分で、障害者は今、入所施設はすだちしかなくて、ほかは、国のほうとしては地域移行ということを中心に進めていますので、もう入所の施設については区内になかなかつくれないという状況になっています。そういう中で今出てきているのは、通所の施設に関して、障害の場合はどうしてもその特性がありますので、その障害をわかっている方をケアしたほうがいだろうということで、私どものほうとしては、今は区立の障害者施設を、通所施設なんですけども福祉救援所として設定していると。</p> <p>今は民間の障害者の施設に関して、要は福祉救援所として今拡充しているところなので、障害者に関して、障害者の施設、結構ありますので、そういったところを、将来的にはもっとふえていけば、障害者の方についてはそちらということもできるかなと思っているのですが、まだ民間のほうでは、障害者のほうの施設はまだ、今は1所。それも今年度中に立ち上げることで進めているような段階ですので、まだまだ、これからという状況です。</p>
座長	委員さんは何かあるでしょうか。
委員	私たちのところは、要配慮者の搬送というのは、まだ2回とも、去年もおととしも雨にたたられて、やっていないんですね。私たちはHUGゲームをいろいろやりまして、委員がおっしゃったように、施設にはどこに何があるかというのは一般の方はわからないわけですよ。すごく我々が助かったのは、井荻中学校の1年生と、それから学校の役員の方たちに出たいて、その方たちの意見を聞きますと、どこに何がある、どこに何があると、2階には何があるとかというのを教えていただいて、その中でHUGゲームで、どこに皆さんを置くとか、そういうあれができたものですからね。ですから、一般の方だけですと、学校の施設が全然どこに何があるかというのはわからないので、やっぱり学校の校長先生、教員の皆さん、それからPTAの役員さんの意見を聞きながら、その施設の場所を使わせていただくのが一番有効的だと思うのですね。

座長	震災救援所の訓練のときは、その学校の関係者、校長とか副校長とか、先生方は一切ノータッチというか、訓練には参加しないのですか。
委員	いや、一緒にやっていただく。
座長	やる。やっていただいている。
委員	はい。それから、1年生の生徒さんに全員出ていただいて。授業の一環として。
座長	ああ、そうですか。
委員	<p>ですから、いろいろなことを学んでもらえて、実際そういうときにあった場合、我々よりかは若い人の力のほうが倍にも3倍にも役に立つと思うのですね。ですから、若い方たちをもっと。</p> <p>ですから、今度は、できましたら、私立の高校が近くにあるものですから、そちらにも声をかけて、一緒に参加していただいて、より広く皆さんに知っていただこうかと思っているのですけど。</p>
座長	<p>今、委員さんの意見の中で、学校の施設の状況がよくわからないというような、そういうお話がありましたけども、私は実は富士見丘中学校の学校運営協議会の委員をやっています、杉並区の小学校、中学校、基本的には全てだと思のですが、地域との交流を非常に重要なテーマにしている。地域に開かれた学校。教育長がいつも言っている、学校づくりはまちづくりみたいな、人づくりみたいな、まず、そういうようなことを教育長がおっしゃっていますけども、やはり地域と学校との関係といいますか、風通しを日ごろからよくしておけば、学校、例えば災害が起きたときに、グラウンドのほうからは入れなくても、こっち側から入れるよとか、あるいは2階にはこういう施設があるよとか、地域の方もすぐ学校の講堂といいますか、施設の状況について、あそこはああいう施設があるから、あそこを使えるのじゃないかとか、こういうとっさの判断、臨機応変にできるのじゃないかなと。</p> <p>そういう、日ごろから、馬橋小なんかは特にそういういろんな地域とのつき合いを大事にして、昔から伝統がある学校ですからね。天沼小だって、新しくつくるときは、地域との関係を大事にしてできた学校ですので、そういう学校との風通しを日ごろからよくしておくということも、ある面、その搬送ということを考えても、非常に大事なと今お話を伺いながら思いました。</p> <p>ほかに何か、どうでしょうか。この搬送という。</p>
委員	学校の施設利用なのですけど、いつ聞いたのかな。学校によって、校長先生の考え方によって違うと、どこかの会長さんがおっしゃって。いつだったか忘れちゃったのですけど、体育館しか使っちゃいけないと言われたというようなことを聞いたことがあるんですね。ですから、去年うちの震

	<p>災救援所は、学校長と、それから所長とそれから防災課の方に来ていただいて、どの教室というか、使っていいかということを確認と、それから体育館の、発災したときに点検がありますよね。使用していいかどうかという。点検して、校長のオーケーが出ないと避難できないわけで。その点検を、どことどこと、どういうふうにするのかということをもとにわからなかったの、それをちょっと話し合ってくださいということをもとに所長にお願いして、去年何か話し合ってくださいと、それが今度きちんと書面で出るのじゃないかなと思うのですけれども。</p> <p>だから、校長先生の考え方で違うというのは、ちょっと困りますよね。ですから、その辺をちょっと手順にさせていただいたほうが、震災救援所としては。私たちはたまたまその辺がうまくいっているのですけれども、そういうお話をちらっと聞きました。</p>
座長	<p>どうですか、防災課のほう。</p>
防災課長	<p>来月、学校長に向けて防災講演をしますので、そこら辺を含めてきっちり話させていただきたいと思います。</p> <p>ほかの地区でも、震災訓練は中学生としかやらなくていいんだという校長も聞いていますので、ちょっと違うだろうと。</p>
委員	<p>ちょっと違いますよね。</p>
防災課長	<p>話をさせていただきたいと思います。その辺もちょっと、私のほうで来月話させていただきます。</p>
座長	<p>校長も、ずっと杉並の学校を異動してきたような校長先生は、比較的杉並区の方針として、防災教育であるとか、あるいは発災時に地域との協力とか、情報としていろいろご存じなのだけど、結構ほかから来るのですよ。杉並区以外から来る校長先生は、杉並区のそういった仕組みとか防災体制というものを、全く知らない状況でそれぞれの学校の校長になるので、例えば東村山から来た校長先生は、東村山のやり方と杉並区は多分違うと思うんですね。そういうところを防災課のほうできちんと周知してもらわないと、今のような、体育館しか使っちゃいけないとか、そういう、ちょっと、非常に柔軟ではない対応の仕方ということも危惧されるので、よろしくお願いします。</p>
委員	<p>四宮小学校は、これで2年目になりますけども、12月にやっているのですが、2回目になるのですが、全校生徒を対象にやっているんですよね。</p>
座長	<p>ああ、すばらしい。</p>
委員	<p>発災しましたとあって、授業が始まったと同時に全員頭巾をかぶって、外へ出てくるんですよ。それで、1年生から6年生まで、授業の中で、1年生は煙とか決めて、2年生に今度学年が1個進めば、それをちょっと回して、全部体験させると。だから、初期消火とか起震車とか、それからAEDと</p>

<p>座長</p>	<p>か、その辺もまぜながらやっていますので。</p> <p>小学生が参加し始めて、これ、2年目ですけども、その父兄がまた来るんですよね。私は（参加者が）広がっていったほうが、訓練の内容そのものは、程度がまだまだ進んでいなくても、人の顔がつながれば。だから、PTAの人も来るし、おやじの会も来るし。土曜日ですから、土曜日の授業のときにやりますから。だから、そういう人が集まってくるというのは非常によろしいのじゃないかと思う。生徒を含めると、あそこ、小学校の中でも多い生徒さんですから、1,000人近くというカウントになるんですよね。生徒は720人いますから。だから、ほかの人が集まってきたら。</p> <p>そういう意味では、訓練の内容の密度が低くても、人の輪ができるという感じはすると思います。校長がかわったらどうなるかちょっとわかりませんが、2年続いています。</p> <p>東日本大震災のときの石巻の大川小学校の悲劇みたいな、あるいは同じ小学校でも、小学生の子供たちが自主的な判断で避難できたという学校もあるということで、もう文科省でも、非常に防災教育みたいなことは、小学校レベルから重要視しているわけですよね。だから、今のようなお話を聞くと、四宮小の例というのはすごくいいなと、私もそういうふうに思ったんですけども。やはり校長先生の考え方は違うから、取り組みに差が出てくるのは余りよろしくなくて、やはり子供も含めて、お年寄りも、全ての方の命を守るというようなことで、一緒になって、いろんな取り組みを推進していかなきゃいけないのじゃないかなというふうに思いますので、それは、防災課長のほうからも校長会でお話ししてくれるということですので、よろしくをお願いします。</p> <p>ほかに、何かこの搬送ということでお気づきになっていることはありますか。</p>
<p>委員</p>	<p>先ほど委員が、震災救援所へ行く前にやっぱり被災される方がいるという話ですよね。多分震災救援所もそうですし、町会もそうですけど、ある程度多重というか多層に考えておかないと、震災救援所は震災救援所でどうということになるのかよくわからないんですよね。誰が最初に入り込むのか、誰が最初に行くのかもわからない。今、マニュアルをつくっていますけれど、マニュアルを、ある程度基本ベースを区のほうで多分つくっていただいていると思うのですが、誰が見ても、場合によっては杉並の区民がいなくても、外から来た人が、帰宅困難者が見てもわかるようなマニュアルづくりが多分第一だろうと思うんです。というのは、震災救援所にかかわっている人たちだけがわかるマニュアルというのは意味がない。まず、そのマニュアルづくりのベースをしっかりとつくっていただくということと。</p> <p>あと、中学生の力は非常に、さっき中学生だけのという話がありましたけど、実際に中学生に来てもらって、天沼小の場合は地下なんです。防災倉庫があるのが。お年寄りが1階に物を上げられないということがありまして、中学生が来て運んでもらう。中学生をいかに、おっしやっていますけど、震災訓練の中に取り込めるかどうか、何名取り込めるかどうかというのかなり重要な問題だと。</p>

	<p>それと、ちょっと話が長くなりますけど、うちの町会では、震災救援所に行かれない方のための、80歳以上の名簿というのを町会でつくってまして、場合によっては行かれない方がいるということを想定して、その班の班長さんにその名簿を持っていただいて、場合によっては、どこまで役立つかはわかりませんが、そこで一度安否確認をしてもらおう。行っている方は行っている方で、そこは震災救援所で当然名簿があるわけですから、それはそれで役立ててもらって。そういう幾つかの層とか、時間によっても、恐らく考え方が随分変わってくると。ですから、時間、日にち、誰が来るのかということ想定したようなマニュアルを、一度、もう一度何か検討する必要があるのかなとは思っています。</p>
座長	<p>議題の2で震災救援所運営管理標準マニュアルの救護支援活動についてちょっと議論することになっておりますが、今、会長さんのお話にありました、中学生を巻き込むというか協力を得るといようなことというのは、私の知る限りは富士見丘中学校でも、あるいは前は和田中なんかでも非常に盛んにやって。あれは全区的にやっているわけじゃないんですかね。</p>
防災課長	<p>私もこの4月から防災課長になりましたので、各震災救援所訓練を見させてもらって、いや、まだ3分の1ぐらいしか見れていないんですけども、やっぱり同時並行で。体は1個しかないものですからね。やっぱりだんだんと中学生を巻き込んだ訓練は、どこでもやってきていますね。昼間発災した場合に、大人が、男でも女でもやっぱり会社勤めしたりでないわけですから、いわゆるマンパワーとして中学生、いい大人、15歳になりますと体がしっかりしてきますので、やっぱりその中学生を使った、一緒になった訓練というのはだんだんふえてきていると思います。</p>
座長	<p>そういう意味では、搬送の、中学生にどこまでできるかということはあるかもしれないけど、結構その訓練の仕方によっては搬送の重要なマンパワーにもなり得るので、そういう協力が得られればと思います。</p> <p>さっき、雨でちょっとできなかつた。震災が発災するというのは、雪が降っているかもしれないし、本当に台風の中かもしれないし。そういう、なかなかこう、悪条件というか、もう最悪の状況の中で、もう大きな災害が発生するという事はよく、実際にはあるわけですよ。だから、確かに最初にお話があったように、災害の程度によって、搬送の手段、あるいはもう非常に臨機応変に考えていかないといけないということは、まさにそのとおりだと思いますので、余りこう——どうぞ、どうぞ。</p>
委員	<p>その件で、前回、委員のほうで雨でもやられたというお話を伺って、うちも雨でもやりたいんですけど、来ていただく方たちがお年寄りなんですよ。若い方に来ていただければもっとできるんですけど、やはり健康問題とかがあるので。本来はやりたいんです。中学生なんか雨の中でやってもらえれば、また違うと思うんですけど。やはり参加して——まあ、我々の呼びかけが下手なのかもしれませんが、どうしても高齢の方が来られてしまうので、その辺、けがとか事故とかが起きると困るので、雨対応でやってしまうんですよ。</p>

	<p>実際は、それこそ雨だろうとか雪だとかいろんなことがありますけどね。その中でやってみたいんですけど、なかなかそれを考えて、例えば強行しちゃった場合、何かあったときに、ちょっといろいろと困ることも出てくるんじゃないかと思って、控えているんですけど。</p>
座長	<p>その辺はどうですかね、防災課としては、なかなか、雨の中でも訓練をしてほしいとは言いがたい面があると思うのだけでも。</p>
防災課長	<p>いろんな場面を想定して、工夫してやっていただければと思います。実際、その体重に見合ったものを例えば運びたいとか、そんなこともあってもいいのかなと。さっき言ったように、やっぱり高齢の方で風邪を引いてしまっただけでは困ってしまいますので。そうじゃなくて代用というか、何かそういうものを、ちょっと知恵を出してやっていただければいいんじゃないかなと。</p>
委員	<p>ちょっと言葉が悪いかもしれませんが、2回続けて雨が降ってしまったわけですね。井荻中学校の場合は、1年生が百二十何名参加させていただけるので、逆にAEDとか起震車とか、それが全員体験できるわけですね、見ているだけじゃなくて。そういう意味では、若い子たちが経験してくれるというので、そういう意味ではよかったと思いますね。ですから、担架をつくって、みんなが乗って、おりたり、持ち上がらなかつたり、いろんな経験を全員ができましたので、それはよかったと思います。</p>
座長	<p>搬送について、ほかに何かご意見がありましたら。まあ、今後まとめをつくるのは来年度ということですので、またお気づきの点があればと思うんですけど。</p> <p>21年前、阪神・淡路が起きて、しばらく2年、3年後、いろんな検証が行われている中で、これはよく言われるんですけど、ちょっと誤解が生じるかもしれないんですけど、要するに自助と共助と公助の割合が7対2対1だったということをよく——あの阪神・淡路ですよ。阪神淡路で助かった人たちの、どういう対応で助かったかと。いわゆる自分で自助で、あるいは家族、周りにいる家族が助けてくれた。自分で障害を乗り越えて助かったという人が7割。近所の人や町会とか自治会とかいう、そういう人が2割で。消防車とか警察が、あるいは役所の人に来て助けてくれたのは1割だということが当時よく言われたんですね、7対2対1だということ。逆に言うと、役所とか消防とか警察は、もう何かあったときにはもうなかなか道路がどういう状況かとか、大規模な火災が発生しているとか、いろんな困難な状況があつて、それぞれの地域とか地元まで助けに行くというのはほとんどできない。自分たちで何とか自分たちのコミュニティを守っていくということがやっぱり必要だということ。</p> <p>それは東日本のときもそういうようなことが、ちょっと観点は違って言われましたけども、杉並では、やはりこの震災救援所の組織があつて、そして、そこにいろんな町会、自治会、民生委員あるいは防災市民組織、いろんな方がかかわっているという中で、こういうふういろんな立場から</p>

<p>事務局</p>	<p>意見を言いながら、やっぱりソフトの面では対策を強化していくというか、日ごろから訓練をすると同時に、それを検証しているんな角度からそれをさらによくしていくみたいな努力をしていくことが非常に重要だなというふうには思っています。もう何度も言いますが、消防、警察は当てにならないということを我々も肝に銘じて、自分たちで何とか助け合っていかなきゃいけないという、そこを現実はどうしていくのかと。</p> <p>搬送ということも、きょうはいろいろご意見をいただきましたけども、5人、6人で来た人がボランティアに手を挙げてというのはなかなか難しいかもしれないけども、いろいろ工夫して、状況に応じて臨機応変に、子供たちもやれる、中学生ならその中学生に協力してもらって、臨機応変に対応していくということが大事だなというふうに思いますので。</p> <p>もしこの搬送というテーマについて、またこういう点、こういうふうにしたらどうかというような意見があれば、また事務局のほうに寄せていただければと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>議題の2のほうで、今年度、震災救援所運営管理標準マニュアルについて見直しを行ったわけですが、その救護・支援部活動マニュアル、これについても、要配慮者に対する支援内容の確認をきょうするということが議題の二つ目になっていますので、ちょっと最初の説明とダブるかもしれませんが、じゃあ、事務局のほうからもう一度お願いします。</p> <p>はい。それでは、この議題の2、震災救援所及び自宅避難者への支援ということについて、資料2を用いて、またご説明をさせていただきます。</p> <p>冒頭に申し上げましたとおり、今年度、震災救援所運営管理標準マニュアル、大幅に見直しを行いました。この中で、特に要配慮者の方々に非常に深く関係するのが、このマニュアルの中でも救護・支援部、こちらのほうに所属をされる方々、特にここのお仕事をされる方々に非常に関係が深い中身とっておりますので、こちらのほうを私どももその見直しに参加をさせていただいて、いろいろご意見を述べさせていただいたところでございます。</p> <p>こちらのほう、救護・支援部の活動マニュアルをちょっと見ていただきますと、きょうお配りしたものが、一番初めに避難者の健康管理マニュアルというものなのですが、その裏面、災害時要配慮者対応マニュアルというものが載っております。この中に、最初の文章の下のところなのですが、「以下の事項について、震災救援所ごとに「避難支援計画」を作成し、発災時は、避難支援計画をもとに行動します」ということになっております。以下、こちらのほうで、まず震災救援所へ避難しない災害時要配慮者の支援方法、救援所での要配慮者の支援方法、それから要配慮者の避難行動の支援ということで、例に挙げて書いてあるのですけれども、こちらのほうは、冒頭に申し上げましたとおり、それぞれの救援所で要配慮者の方に対してそれぞれの場面でどういうことを支援の軸とすればよいかというのが、この避難支援計画に当たりますので、この計画、一度、平成19年度から21年度の間全救援所で一応作成はさせていただいているんですが、大分時間もたっておりますので、今回のマニュアル改正にあわせて見直しいただくと、言えばこれがマニュアルそのものになるであろうということで、各救援所をお願いをしているところでございます。</p>
------------	--

	<p>もう一枚ついておりますのは、私ども事務局のほうで参考にお配りをさせていただいております避難支援計画の、それこそひな形といいますか例でございます、例えば平常時の支援でいきますと、こちらのほうからお配りをしております安否確認チェックシートと要配慮者のマップをあらかじめ準備しておいて、それを例えば区分けしておく、地区ごとに分けておくだけでも、いざというときには持ち出しやすかろうということですか、それからあと、災害時の行動としまして、実際のその安否確認の手順ですね。救援所によりましては、例えばその台帳に掲載されている方々のいわゆる障害の程度、要介護度の程度を参考に、その安否確認の優先順位を決めてくださっている救援所もございます。そういったところは救援所の中でさまざまご意見を出していただいた上で、どういうやり方が一番いいかというのを皆さんでご議論いただくのが一番いいのかなとは思いますが、すけれども、そういったところで、この台帳等々について活用していただいて、安否確認の手順をあらかじめ決めておいていただくというのも、支援の一つになってくるというふうに思います。</p> <p>それから、前段でご意見いただきました、搬送ですが、実際、安否確認それから搬送について、実際、訓練の中で、昨年度でも安否確認班といわゆる搬送班というのを別に組織しまして、訓練に取り組んでいただいた救援所もございます。安否確認をするところと搬送するところは、別チームとしてやるということで、それぞれが効率よく動けるということで取り組んでくださっているところもございますので、そういったこともこの計画に盛り込むと、それこそ先ほど委員からお話があったように、いざというとき、初めての方でも取り組める内容になるのかなというふうに思いますので、こういったところ、各救援所で取り組んでいる事例等がもしございましたら、こういったことをやっていますよというようなことをご紹介いただけると、参考になるかと思しますので、そこのあたりのご意見をいただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
座長	<p>どうでしょうか。皆さんの震災救援所のそれぞれの、具体的に、この避難支援計画については、今示されたような標準的なひな形に基づいて、もう既に作成して実際に訓練されているとか、あるいは作成はしているけども、この部分はどうかというような、そういった観点からいろいろご意見をいただければと思うんですが。</p> <p>このひな形を見ても、ざっと一読しただけでは、頭にすっきり入ってこないかなというところもあって、実際にこれを策定しているところ、委員のところはどうでしょうか。</p>
委員	<p>はい。多分できているかと思うのですが、最近感じることは、要支援者に申請している方々が、何でしょう、来たらすぐ助けてくれて何でもやってくれるみたいなの、そういうふうに思われているところがあるんじゃないかということで、とにかくスピード感、72時間以内にその登録している方たちを確認しなきゃいけないわけなので、とにかく町会で、発災した際には、手順としては町会でまず安否確認、自分の班の。ですから、震災救援所ミニ版みたいなものを各町会につくってもらって、そこで町会の安否確認をして、そのときに、大変私たちも火災の危険度の高いところで</p>

	<p>すから、それを確認しながら、そういう方にも了解をとっていけば、その時点でもう確認をしてしまう。</p> <p>それから、震災救援所を立ち上げてまた回るのですけれども、何しろスピード感を持ってやるには、その要支援者の登録の方たちが、まず自宅にいられる方は自宅にいきましょうということを徹底するということと、それから、もし避難したいという希望であれば、そのときに救援所に、個別避難支援プランには書くんですけども、救援所にぜひ持っていきたいものは何ですかというのがあるんですね。そこに例えば薬だとかいろいろ書いている方が多いんですけども、そういう物を探さないでぱっと出れるように心がけておきましょうみたいなものを、例えば保健福祉のほうからそういうものを出していただくと、すごく回りやすいというか、助かるのじゃないかなというふうに思っているんです。</p>
座長	うん。救急情報キットですか、こう、冷蔵庫の中にあるとか。
委員	入っていますよね。
座長	ええ。そういうのはご存じですよ。
委員	もう民生委員さんは、みんなそれは渡していますので。
座長	そうですね。まあ……
委員	なるべく避難しなきゃいけない、さっきおっしゃったように救援所へ行かなきゃいけないのじゃなくて、なるべくなら家にいてくださいねということをちょっと言っておきたいなど。
座長	今、委員がおっしゃったように、さっきも委員がおっしゃっていたけど、震災救援所が72時間以内に立ち上がって、72時間に安否確認をすることよりも、さっき委員もおっしゃっていたけども、もう隣近所でさっところ、いわば町会の、こう、何というのですか、小班というか。
委員	班がありますよね、町会って。
座長	町会に必ず班がありますよね。
委員	はい。
座長	そこで、その班が、日ごろからおつき合いしている中で、85歳のあそこのおばあちゃんは要介護2だから、すぐには避難できないだろうから、まずあの人のお安否を確認してとか、そういう日ごろからつき合いがあれば、もうその町会の班単位で、向こう3軒両隣じゃないけど、すぐできるわけですよ。ご自分が大丈夫ならね。そういうことをやりながら、震災救援所で情報を集約して、どうもあの地域というかあそこの区画のところはまだ安否が確認されていないから、じゃあ、班で安否確認しようとか、そういう

	<p>臨機にやらないと、全部が全部震災救援所でやるというのは、それはもう、非常に、スピードからいったって無駄だと思います。無駄というか、対応がおくれてしまうということが考えられると思うのですけども。 この、どうですかね、支援計画を立てられていると思うのですけど。</p>
委員	いや、立てては……
座長	計画としては。
委員	<p>それで、もう一つお聞きしたいのですが、登録している方がいらっしゃるよな。その方に事前に、発災したときには、震災救援所から来る前に町会で確認をさせてもらっていいですかということ、その方たちに例えば確認することをしてよろしいのでしょうか。個人情報のこととかいろいろあるでしょうから。その点どうですか。いいとおっしゃれば、その町会で安否確認をしたときに、いち早くできるのですよな。</p>
保健福祉部管理課長	一応個人情報は、区のほうに来て、区のほうからその手を挙げた方に関して、その情報を震災救援所のほうにお渡ししているので。
委員	ええ、そうですね。
保健福祉部管理課長	その震災救援所ということでの動きであれば、構わないのかなと思うのですけども。
委員	ええ。ここに、そういう様子を書く、震災救援所ごとにみんな。
保健福祉部管理課長	<p>ただ、実際にその震災救援所の構成員が、当然、町会、自治会の方々も含まれていますので、ですから、あとはその辺のところにはなるかなと思うのですけども。ただ、厳密に言えば、本来であれば、そういった方々も救援所の中に何らかの形でかかわっていただいて、当然その個人情報とかの保護の研修とかも受けていただいているということがあれば、本当はいいのかなとは思っています。 ただ、今、町会、自治会向けのその個人情報保護研修というのもやっていますので。</p>
委員	ええ。一応、役員会でそういうことを1回、一応、形としてやればいいのかな。
保健福祉部管理課長 委員	<p>まあ…… そうすると、早いんですね。</p>
保健福祉部管理課長	今のところ、その同意としては、震災救援所のほうに向けてとか、向けてこれは提供しますよというお話です。

委員	ですよね。ええ。
保健福祉部管理課長 委員	だから、ですから、多分先ほど委員は、町会同士で…… 町会と言っていましたよね。
保健福祉部管理課長	やっているという話だったので、それは恐らく救援所とは別で、独自の取り組みだから、そこはそこで完結しているから大丈夫ということなんですよね。だから、情報を別利用という形になりますよね。
委員	そういうことですよ。
保健福祉部管理課長	その部分が、だから、厳密に言うと、いいですかと言われると、うーん、という感じではあるので。
委員	そんなことをしたら、返事はできないですよ、きっと。
保健福祉部管理課長	ただ、ご趣旨はわかりますので、その部分でやるとしたら、救援所に何らかの形でかかわってもらっているというほうが、後々何かあったときにはいいのかなという。じゃなければ、先ほど委員がおっしゃっていたような、独自でそういったことも、自分たちで調べた後というような形の体裁をとられたほうが。
委員	ええ。形をとればいいということだよ。
保健福祉部管理課長 座長	ちょっと、何かそこら辺は難しいんですけど。 なかなか超えられない。
委員	じゃあ、よろしいですか。うちの町会でやっているのは、まず基本的に回覧板で回すのですけども。登録したい人、基本的に。なおかつ個人情報になりますから、震災救援所と、それと9月の敬老の日を、その二つを目的にしていますので、個人情報もあるので、要望した方だけです。それ以外の方は、嫌であればやめても結構ですということ。でも、100名近く登録されていますから、ほぼ同じぐらいな感じはあるのだろうと。震災救援所の登録者と。
委員	ええ、登録者と同じ人が。
委員	で、ちょっとついでと言ってはなんですけど。
座長	どうぞ。
委員	先ほど搬送の問題がありましたけれども、これはどうやって——けがの度合いというのも当然出てくると思うのですね。なかなかそのトリアージ

事務局	<p>をどう判断するかというのは、僕は素人なので、全く見当がつかない。その辺のそのやりとり、今回何かこれ、杉並ナビですか。</p> <p>すぎナビ。はい。</p>
委員	<p>これで写真のメールが、やりとりができそうなのですけれども。それ、どこで、例えばどこかにお医者さんがいて、その方とそのやりとりができ、けがをした人の度合いを見てもらって、ここに連れていきなさいとか、震災救援所に連れていきなさいとか、手当てによっては自宅で大丈夫ですよ、というようなそういう判断の基準をどこかで具体的に示していただかないと、このペーパーだけでやっている、実際のそのけがの度合いで、搬送の仕方でも多分トラブルになるのじゃないかなと。</p>
座長	<p>ああ。</p> <p>その辺はいかがですか。もう非常に難しいと思うんですけど。</p>
防災課長	<p>そこは逆に言うと、ドクター、現場じゃないと、私、防災課のほうも会長と同じように素人ですので、けがのことは、大体見て軽症、中度、まあ、高度というのは大体わかりますけどね。それしかないですね。専門的な、もう知識はないですから。ただ……</p>
保健福祉部管理課長 委員	<p>トリアージは、医者しかできないのですよね。</p> <p>ええ。ですから、杉並区で指定したお医者さんに、非常にひどい場合はわかりますよね、素人でも。そうしたら、どこかそのお医者さんとコンタクトとかをとれる状況。それは、前もどこかで言ったと思いますけども、どこかの区ではそういうことをやっています。やっているか、やろうとしているかはあれですけども。</p>
保健福祉部管理課長	<p>現状ですと、きょうお配りしたこちらのほうの、やっぱり緊急医療救護所。今、先ほど委員からお話があったように、医療に関しては少し体制が変わって、昔は震災救援所の中の15カ所の震災救援所の中にドクターが来てくれたということだったので、今はやはりお医者さんのほうもこういった拠点病院のほうにドクターを集めて、そこで集中的にトリアージをやって、場合によっては後方医療機関とかに搬送するという体制になっておりますので、救援所としては、今のところ、そこでの見立てというよりは、できればこの中に搬送したほうが一番いいとは思いますが。</p>
委員	<p>ということですよ。ただ、そこに行って、程度が低いから戻りなさいという話は当然出てきますよね。</p>
保健福祉部管理課長 委員	<p>それは当然出てきます。</p> <p>だから、その前にSNSとかを使って見立てができる範囲ができるほうが、かなり効率的だろうと思うのですよね。</p>

座長	<p>まあ、極端にというか、言えば、要するにテレビ電話みたいな、スマホが何かで映して、それを送って、専門のドクターが病院にいるドクターかにそれを見てもらって、これはちょっと搬送がなかなか難しいというか、このままいて、しばらく模様を見たほうがいいのか、そういうようなこと、そういう希望ですよね。</p>
委員	<p>はい。いじるなという場合もあるかもしれません。</p>
座長	<p>ええ、そうですね。これはすぐ搬送したほうがいいのかと言われて、何としてでも搬送するみたいな。 どうですかね、それは。学校、もう現実には難しいと思うのだけど。</p>
委員	<p>いいですか。私は前に、してはいけないこと、そういうあったときに、医療救護所のときに運ばれてきますよね。そのときに、何か応急手当をするのですけれども、でもこれだけはしないほうがいいのかということをお教えしてほしいということを再三申し上げて、保健所のほうからでもいいから、1回そういう機会をつくってくださいと言ったけど、だめでした。</p>
座長	<p>ああ、そうですか。</p>
委員	<p>ですから、その今おっしゃったように素人ですから。うん。いつか秋葉原で殺人事件があったときに、ある方が、負傷した方が、C型肝炎だったかな、何かわからないですけど、血をあげて、そうしたら、そういう事件がありましたので。</p>
座長	<p>ああ。それはありましたね。</p>
委員	<p>だから、専門家から、こういうことはやめておきましょうということをお教えしていただくと、いいかなと思うのですよね。</p>
座長	<p>きょうはこういう緊急医療救護所のチラシも来ていますが、今、委員がおっしゃったようなことはなかなか、じゃあ、どうすればいいというその明快な対応策が提示できないとは思いますが、課題として、やはり関係者のほう、出席していますので、今後何かいい対応の仕方があれば、またひとつ検討してもらいたいと思います。</p>
防災課長	<p>当然、杉並区が被災していれば、当然混乱もします。何万人も受けてしまうわけなので、杉並区のお医者さんに診てもらおうとか、ちょっとさっき委員が言った、SNSを使ってというのはちょっと混乱して難しいかなと。逆に、被災していない全国の、例えば東京で首都直下があったら、逆に大阪のほうはないわけですから、そこのお医者さんなりが見られるようなシステムがあって、助言もあるとか、そういうことでは日本全国的に展開していければいいのかなと。 非常に委員の言うのもわからんでもないのですが、ただ、それが杉並</p>

	区内で完結しようとする、多分難しいと思います。
委員	いや、別に区内じゃなくてもいいです。
防災課長	うん、そうそう。ただ、そうすると、もっと大きな話になっていくのでね、逆に。
座長	<p>それは一つ課題として、そういう搬送に伴う、現実に搬送すべきか、あるいはここに今とどめおくというか、自宅避難を続けてもらうべきなのか、そこの判断で、負傷者であったり要介護の人であったり、あるいは日ごろから何か療養しているような方についての判断を、現場で迷うときに、すぐに相談に乗ってくれるようなシステムがあればいいというお話でしたよね。ちょっと、課題として認識しておいてください。</p> <p>今、このマニュアルの避難支援計画ということでお話を、こういう意見を伺っているのですが、どうでしょうか。これ、なかなかこのマニュアルを読むだけでも大変だなと私は思うのですが、皆さんが実際に震災救援所でこれをつくっていらっしゃって、訓練のときはこれに基づいて安否確認をする。まあ、しなくちゃいけないということになるわけですけど、そういう観点から見てどうですか。何かご意見があれば。</p>
委員	<p>何年か前に、救援所ごとにマニュアルをつくりなさいということで集まってということで、やったから、その後どうだったのかなと。いや、私は見えていますよ。でも実際に訓練のときに、またこの震災マニュアルが出てくるかという、出てこないんです。ここの四宮小学校の救援所は。だからもう一回確認する必要があるのかなと思いますし、もう一つは、この救護・支援部の活動マニュアルというのは、これは私初めて見たのですが、初めてですか、これは。</p>
事務局	はい。実は、マニュアル、今まで部ごとに作成したものはございませんでして、今回、今年度、救援所にお邪魔してお示しして、初めて各部ごとになっているものをお渡ししています。
委員	あ、そうですか。
事務局	<p>その中で、今まで、実は私どもに寄せられたご意見というのは、今まで救援所の運営マニュアルというのがあって、それからそれとは別に私どもがこの要配慮者に対して取り組みを行ってまいりましたので、要配慮者に対するこの避難支援計画というのがそれぞれ別にあったんですね。当然その今お話がありましたように、避難支援計画というのは、平成19年度から21年度にかけて各救援所で作成をしていただいておりますので、そのタイムラグというのももちろんあったわけなのです。</p> <p>でも、それは別だと、おかしいだろうと、それは1個にすべきだろうということで、今回初めて救護・支援部のマニュアルの中にこの避難支援計画を入れさせていただいて、計画そのものがマニュアルになるんだという認識を深めていただければ、よりよい形になるのかなということで、こうい</p>

委員	<p>った形でお示しをさせていただいています。</p> <p>はい、わかりました。</p>
座長	<p>この避難支援計画はかなり細かい計画になっていますから、この関係者でよく熟読するというか、よく読んで理解する。いわば日ごろから情報を共有しておくようなことが重要だと思いますね。これ、それぞれの震災救援所でこの避難支援計画が紙に、書いたものとしてあっても、それを関係者がよくこれを理解していないと、現実には発災時に対応できないということになりますので。それは、避難支援計画を、これをひな形に、もうできていけば、そのできているものに基づいて、よく理解して、で、実践にすぐかかれるよう、実践に移せるようにしていただきたいなと思いますけど。</p> <p>これ、今、最後についているのは、これは今回初めて示したものですか。そうじゃないよね。</p>
事務局	<p>いや、以前からこういったものは。ただ、こちらのほう、今、座長がおっしゃるようになりかなり細かく書かれております。どちらかといいますと、例えばこのマニュアル、この救護・支援部のマニュアルのほうに記載をされております災害時要配慮者対応マニュアルというページのほうが、ぱっと見ても、項目は割と少ないのかなとは思うのですが、ちょうどこれですね、このページになりますけれども。こちらの取り組み、震災救援所の取り組みによっては、こういった、もう、ごくごく簡単な形でまとめているところももちろんございますので、その辺の形については中にご議論いただくのがいいのかなというふうに思います。私どものお示ししているのは、かなりもうあらゆる項目をもう盛り込んで、どちらかという、削っていけば理想の形になりますよというような形でちょっと最初つくってございましたので、項目が非常に多いんですけども、その辺については、可能な限り、もともとの取り組み内容というのも各救援所で、差があったりもしますので、ご議論いただければありがたいなと。</p>
座長	<p>はい。民生——どうぞ。</p>
委員	<p>ほんと、私も救援所では救護・支援部の部長というふうになっているんです。民生委員が、杉並区の場合、全部ここの支援部のほうに自動的になっているのかどうか。</p>
座長	<p>ああ。</p>
委員	<p>もし自動的になっているのであれば、こういうマニュアルを見たことのない人は多いと思うし、救援所にかかわっていない民生委員ももちろんいると思うので……</p>
座長	<p>ええ、そうですね。</p>

委員	地域福祉係がこういうのを示すのも1回いいんじゃないかなというような気もするんですけどね。いかがなのでしょう、どうでしょうか。
事務局	そうですね。
座長	それはどういうふうにされていますかね。
事務局	<p>はい。基本的に杉並区の民生委員さんは必ずどこかの救援所に、児童委員さんも含めて、所属をしていただいています。ですので、そこで、中で、ほとんどの方が救護・支援部という位置づけが多いようなのですけれども、救援所によっては違うところが。毎年例えば変えていますですとか、うちはもう部じゃなくて来た人がこの仕事を急にやるということで決めていますのでということで、部制をとっていないところもありますので、そういったところは運用にお任せをしています。</p> <p>ただ、申し上げましたとおり、19年度から、避難支援計画をつくる際に、その所属をしていただいている民生委員の皆さんにご協力いただいたということがあって、救護・支援部に所属をされているというケースがほとんどのようですので、今後、機会を見て地区民協等でもこういったことを広めさせていただいて、またちょっと周知を図りたいと思います。</p>
座長	<p>そうですね。民生委員は400人以上いらっしゃるんで、それぞれの震災救援所の救護支援部に、属してはいても、こういう考え方で安否確認が行われるんだとか、あるいは平常時の準備がこういうふうになっているんだとか、そういう基本的な情報というか、そういうのは民生委員の方の全員が全てパーフェクトに理解していなくとも、救護・支援部のほうに属しているということであれば、基本的なことは地域福祉係からもバックアップして、皆さんに理解しておいてもらいたいというふうに思いますね。</p>
委員	そうですね。個別避難支援プランは民生委員がほとんど前に出てやっています。
座長	やっていますよね。
委員	だから、その、そのつながりということですから、対応マニュアルについても知っておく必要はあると思うんです。
座長	ええ、そうですね。それはぜひ、区のほうからもバックアップしてもらいたい。
事務局	はい。
座長	<p>避難支援計画、ひな形があって、既に策定しているところがあるということで、我々も今まで第1回でもこの安否確認のこと、あるいは昨年度もこういうような内容を議論してきたわけですが、改めて、いかがですかね、何かご意見がございましたら。</p>

委員	この前の訓練で、ちょっといろいろ意見が出たのですが、下水道のマンホールにトイレを設置するという。ただ、備品の中には1個はあるのですよ。一応この救援所の周りのマンホールが七つあるんですよね。一つしかないのかな。その大変なときには、これはやっぱりあったほうがいいというので、七つマンホールがあるんだったら七つ用意してくれという、そんな意見が来た住民の方からありましたので、必ずどこかの時点で言うておいてくださいというふうに言われましたので。
座長	それはどうですか、防災課の。
防災課長	いや、各学校、15ぐらいのセットは用意してありますので、15ありますので、多分展示したのが多分1個だから、そういう形だったのじゃないのですかね。
委員	ああ、そうですか。ありますか、皆さん。
委員	あります。
委員	ありますか、マンホールの数だけ。
防災課長	ええ。あります、ちゃんと。
委員	あ、そうですか。じゃあ、係にもう一回確認します。
防災課長	多分展示したのが1個なので、勘違いされたのじゃないかと。
委員	いや、展示は1個しかしませんけど。ないのじゃないかなと言っている。わかりました。確認します、それは。
保健福祉部管理課長	ただ、将来的な話でいきますと、今、道路ではやっぱり危険なので、今は学校改築に合わせて、学校内にマンホールトイレを設置していくという方向でなっていますので、将来的には、ですから、今、外につけているものも全部中にとという形にはなってきます。
委員	もう一つ。何でもいいですか、もう一つ。
座長	どうぞ。
委員	これはアイデアなのですが、学校のほうは、今、用務員さんとか、泊まりの人手は大体いるらしいのですが、年末以外は。夜もいるのですよね。
保健福祉部管理課長	いや、いない学校もあります。

委員	<p>いない学校もあるんですか。四宮小学校の救援所は、鍵を会長さんが持っているんです、町会長さんの1人が。それはみんな知っているんです。その鍵の作り方が、1個の鍵の束にしている。で、全部に名前を書いてあるんですよ。これは正門だ、これは裏門だと、ここは体育館だとか。みんな書いてくれて、一つにまとまっていますから、もし会長さんのところに行ってもらってきたら、誰でも開けられるというようなことになっているんですね。非常にいいなという感じはしましたので、あの提案というのは。</p>
座長	<p>ああ。</p>
委員	<p>うちの会は、会長だけじゃなくて、何人かが持っています。</p>
委員	<p>ああ、そうですか。</p>
委員	<p>鍵責任者がちゃんと。</p>
委員	<p>学校がつくってくれたんですよ。学校がつくって渡しています。</p>
保健福祉部管理課長	<p>いや、基本は、機械警備の学校ですと、やっぱり、いませんので、人が。で、複数の鍵を所定の、複数の鍵を、決めた方に貸与している。こうやって渡して、それでいざというときに開けてもらうという体制にはなっていますので、ですから、1人ということは多分ないと思います。</p>
委員	<p>そうですか。</p>
座長	<p>いろいろご意見をいただきました。それで、これを参考に区のほうでまとめて、来年度に向けて対応していただきたいと思いますのですが、区のほうから最後に報告があるということなので、この資料も含めて、きょうは、事務局のほうから、よろしくお願いします。</p>
事務局	<p>はい。それでは、ちょっとお時間をいただきまして、その他のところでもございます。災害時要配慮者事業に対する区の実施状況（平成27年度）ということで、今年度、私どものほうで取り組みました要配慮者事業に対する中身のほうについて、ちょっとご報告をさせていただきます。資料3をお手元にお出しいただければと思います。</p> <p>実はこれ、昨年度の第一部会、第二部会、第2回目、この時期に行いました部会のほうで、来年度こういった取り組みを行います、行う予定ですよというところについて、どういうふう経過したかというものになります。</p> <p>まず1番目なのですけれども、資料に基づいてご説明させていただきますと、たすけあいネットワーク等制度の見直しということで、まず(1)個別避難支援プランの作成者の拡大というものでございます。先ほど委員のほうからご説明がありましたが、このたすけあいネットワーク、最終的な個人の計画となります個人避難支援プランの作成というのは、今までですと民生・児童委員の皆さんにお願いをしておりました。登録者に対して100%の作成率が望ましい形ではあるのですけれども、実際のところ約80%の作</p>

成率というのが統計上出ております。

私どもの手元のほうでそれをちょっと分析した結果、介護の程度の重い方ですとか障害の程度のちょっと重い方についてのプランの作成というのがちょっとおけているという傾向がありましたので、特に、この介護の重い方、程度の重い方、要介護認定を受けていらっしゃる方ですと、ケアマネジャーが基本ついておりますので、この方々にも作成者として入っていただくことによって、作成率が何とか上がらないかということで取り組みを進めてまいりました。

昨年度、このケアマネジャーの協議会がございまして、この事務局等々と相談をして、今年度より作成についてケアマネジャーの皆さんにも入っていただいて、民生・児童委員の皆さんと一緒に作成となっていたとくというものを進めてまいったところでございます。

4月に開始をいたしまして、12月31日、昨年末現在で約50件実績がございました。当初事務局で見込んでいたより若干少ないのですが、情報の流れが、民生・児童委員の皆さんに登録者の方の個人情報が出る。そこで、民生委員の皆さんの判断によって、この方はケアマネがつくったほうがよかろうというところで流れていく件数になりますので、今後もこういった件数をふやしていく方向で、民協等をつかって周知をしていながら、継続して取り組みを行っていきたいというふうに考えております。

(2)としまして、安否確認チェックシートの登録者情報の出力というものでございます。実は、今まで震災救済所に配付をしている個人情報が、いわゆる登録者台帳と言われる、紙に打ち出した状態のものだけでした。救済所の業務といいますか取り組みの一環として、安否確認を行う際には、この台帳の情報をもとにして、各救済所でこの安否確認チェックシートというのを作成して、すみませんがとり行ってくださいというようなお願いをしていたのですが、ご意見として、このチェックシートに転記する内容というのは台帳に記載している内容と同じだろうから、何とかこれを印字した状態で配ってもらえないだろうかということをご要望としていただいております。その情報の転記というのがどこまでできるかというのをシステム関係の担当のほうと協議した結果、可能だということになりましたので、27年6月の台帳配付開始時期より、通常の登録者台帳にあわせて、安否確認チェックシートに、記名、住所等を記載したものをあわせて配付した上で、各救済所での取り組みに役立てていただこうというふうに考えております。

2番目としまして、個人情報保護研修の実施でございます。昨年度来、各町会等でも、平常時からこの個人情報、台帳取り扱い方をふやすことで、実際に支援の輪を広げようという目的のもとに、従来区で行っておりました集合研修のほかに、ご要望がございましたら、私どものほうが出かけていって研修を開催するという取り組みを進めてまいりました。今年度も集合研修のほかに6回ほどご要望がありまして、今まで合計75名の方が受講してござっております。昨日、実は、きのうの夜もあんさんぶるで集合研修、実施をいたしまして、2月にも予定してござっておりますので、これ以外にももしご要望がございましたら、私どものほうでも対応いたしますので、ぜひお声かけをしていただければと思います。

3点目としまして、民生児童委員の皆さんに対する研修の実施でございま

す。従来から、個別避難支援プランの作成、それからこの救援所での活動等々、さまざまご尽力はいただいていたところなんですけれども、改めてこのたすけあいネットワークの制度についての全体の流れと、それからあと、この個人情報についての取り扱いを、いま一度認識を深めていただくということで、民生・児童委員の皆さん全員に対する研修の機会をおかりして、9月4日、セッション杉並で、約400名の方に、この制度の説明と、それからあと個人情報保護研修を実施させていただきました。

このネットワークの登録者、登録したいですという区へのお申し入れから、具体的にその方に対しての支援がどういう形で流れていくのか、これ、行き着く先は救援所でのいわゆるその支援、避難支援計画の作成にどういった形で反映されるかということと、個人避難支援プランの作成に行き着くのですけれども、こういったことが実際の流れとしてどうなっているのかというのを、改めて認識を深めていただいたところでございます。

4点目といたしまして、GIS（地理空間情報システム）を利用した災害時要配慮者支援システムの運用でございます。

まず1点目なのですけれども、こちらのほう、庁内型GIS、いわゆる庁内職員のみが使える環境ですね、今稼働しております「すぎなみまっぷ」という、パソコン上で動く地図情報システムを利用いたしまして、要配慮者の方々がお住まいになっているところを印として、地図データに印字したものを、紙のものを救援所へ地図データとしてお渡しをするということで、これは安否確認チェックシートと同様に、ことしの6月から、年2回、台帳の差し替え時期に合わせてお配りをしているものでございます。

実は、この印字をした状態というのは、最終的にどういうことを目的に使いたいかというのが実はこの(2)なんですけれども、災害対策本部及び各震災救援所にて安否確認結果の共有を行うための災害時要配慮者支援システムに関する研修、このシステムの稼働というものになります。

これを詳しくご説明させていただきたいんですが、一緒についている資料3の別紙というのをごらんいただければと思います。カラー刷りになっているものなのですが、1ページ目のこの下の段の図なのですが、実はこの向かって右側というのが、区役所の中でさまざま情報を管理しているコンピュータのネットワーク、そのイメージ図でございます。実は当然この災害時要配慮者の方々の個人情報というのは、いわゆるパソコン上のデータ管理をしているものですので、大きなサーバの中にそのデータが蓄積をされているのですが、当然それは外部からアクセスが制限をされておりまして、表に出るということは原則ないというものになっております。

各救援所というのは学校になりますので、学校でも当然先生方がお使いになるネットワークのシステムというのが各学校で構築をされております。これが向かって左側の図になります。各学校がその校務パソコン、校務PCと呼ばれるものなのですが、こちらのほうがつながっているネットワーク。実は、この二つのネットワーク、それぞれが独立しているものですので、つながっていなかったのですが、このGISという地理情報システムが稼働するに当たりまして、それぞれがこの地理情報システムのいわゆるサーバに接続したものですから、物理的な環境としまして、区役所と学校のネットワークが繋がったというのが第1段階でございます。

このそれぞれのネットワークが繋がった、いわゆる区役所のデータ

を、特定の縛りをかけまして、学校のほうで使用できる環境になったと、この地図情報データを使える状況になったということで、この地図データを使って、何かうまいこと、特にこの防災関係で使えるものはないかということで検討を進めた結果、この要配慮者のデータを地図データとして落とし込んだものを、実際、安否確認の結果、この方は大丈夫でした、不在でしたというのが印として出せれば、このネットワークを使って各救援所、それから災害対策本部で、全てのところでそのデータが共有できるだろうということで、システムの構築を進めていたものでございます。

2ページ目を見ていただきますと、小さくて見づらいのですが、いわゆるパソコンの画面上に、今この赤い印がたくさんついていると思うのですが、地図上に落ちている要配慮者のデータ、住所のデータになります。これは赤いバツンになります。まず、最初の状態でこういった状態、いわゆる災害が起きた後、ここに住んでいる方々が一覧としてこのような印で出される。これに基づいて、各救援所で行っていただいた安否確認の結果を、例えばわかりやすいところでいきますと、5ページ目、右下に5とあってあるところの上の画面を見ていただきたいんですが、4-3安否確認結果の更新となっているんですけども、この上と下の図の、下の図、実はこれがそれぞれ個人個人の方の入力をするフォームになります。こういったところで特定の個人を呼び出して、安否確認の結果を入れていただくと、この5ページの下画面、二つあると思うのですが、よく見ると、この拡大された地図が、赤いバツが一部青い丸に変わっております。この青い丸というのが、いわゆる安否確認した結果、この方の安否を確認しましたという結果になりますので、こういった地図情報が更新されると。

今までですと、これは紙の状態で行っていたものですので、救援所だけで共有できる、わかり得る情報だったものを、各救援所それから災対本部でこのような形で共有することで、万が一、他の救援所の避難してきた方については、そこでの確認、それを一括的に、災対本部の、いわゆる本部で確認するということが可能になるというものになります。

こういったもの、当然この枠をつくっても、使える人を育てていかないといけないものですから、最初は職員、震災救援所の所員向けに、このシステムの周知とそれから使い方の研修を実施した上で、今後、訓練の中でも取り組んでいただくということを目標に、最終的には地域の皆さんにもこういったことをありますので、個人情報研修等々受講してくださった方を中心に、研修の機会をふやしていきたいというふうに考えております。

5番目としまして、各震災救援所における要配慮者対応訓練の実施でございます。きょうご参加して下さっている救援所の代表の皆さんのところに、私が担当している救援所が実は多かったですりもするのですが、過去に比べまして、救援所訓練の中でも、安否確認に対して、搬送に対して訓練に取り組んで下さっているところ、格段にふえております。年度が終わりますと、防災課のほうで、どんな訓練を実施したかというのを取りまとめて統計として出していただくのですが、そこの数も昨年度よりふえているというのが実感として湧いているところですので、安否確認の訓練だけでも大分取り組んでいただいている状況、進んでいるというふうに体感しておりますので、ぜひとも今後とも対応した訓練等にご参加いただきますようお願いをしたいと思います。

	<p>6点目としまして、たすけあいネットワークの未登録者に対する登録勧奨の実施でございます。年に一度、大体この時期なのですが、実は今年度でいきますと、先週の金曜日に発送したのですけれども、要配慮者の中でも名簿整備をされている避難行動要支援者の方々約2万5,000名の、未登録の方約1万6,000名に対して、今年度もネットワークに登録をしてくださいという勧奨を行いました。金曜日に発送いたしまして、今週からずっとその申込書が返ってきているのですけれども、毎日大量に返ってきますので、細かくまだ数えてはいないのですが、約500件程度、今、返送がある状態です。1回勧奨しますと、大体1,000から1,500人の追加の登録というのが毎回ありますので、今回もこれを行って、登録者をふやしていきたいというふうに考えております。</p> <p>7点目としまして、「知っておきたい！「災害への備え」」ということで、リーフレットの発行でございます。こちらのほう、席上配付をさせていただきましたこのA5判の黄色い表紙のものなのですけれども、こちら、実は事の始まりは、裏表紙を見ていただきますと、監修のところに名称を出させていただいたんですが、国立保健医療科学院、吉田穂波先生という医師の方なんですけれども、実は吉田先生がこの3.11が起きた際、東日本大震災が起きた際、実はおなかの大きなお母さんが避難所に避難した場合に、なかなかやはりおなかが大きくて妊婦なんですということが言えない。そういったことで体に負担がかかる。そうすると、当然お母さんはとりもなおさず、おなかのお子さんにもよからぬ状況になるということが結構多々あるということで、各自治体に対して、可能であれば、いわゆる妊婦さん、母子に対する救援所の設置等々についてご検討いただけないかというところを、各自治体にお話しかけをいただいていたところです。</p> <p>杉並区でもそういった話がありまして、杉並区でもいろいろ検討を進めたのですけれども、なかなか救援所を拠点として活動を進めていますので、その中でも可能なことはちょっと取り組みましょうということで、まず、とりあえず周知をしようということで、今年度、「妊娠中の方、赤ちゃんがいるご家族の方へ」ということで、こちらのリーフレットを作成いたしました。</p> <p>今年度、これからですね、あと来年度から、母子手帳を交付する方、杉並区では約6,500名の方、1年度間にいるのですけれども、こちらの方々に一人に1冊ずつお渡しをさせていただいて、意識の啓発を図っていこうというものでございます。さまざま取り組みを進めてまいりましたが、こちらのほう、救援所の運営してくださっている皆さんを初めとして、ご協力いただかないとなかなか進まないところもございますので、今後ともぜひともお力添えをいただければと思っております。</p>
座長	これは。これは言わないの。これは……
事務局	では、もう一度申し上げます。冒頭にご説明をさせていただいたのですが、緊急医療救護所の箇所数がふえた関係で、健康推進課のほうで新しく……
座長	その、ふえたのはいつなの。

健康推進課	ふえたのは、今年度7月1日からです。2カ所ふえて。
座長	どこがふえているのですか。
健康推進課	はい。ニューハート・ワタナベ国際病院と立正佼成会附属佼成病院です。
事務局	9カ所が11カ所になりましたので。
座長	以上ですか。
事務局	はい。以上でございます。
座長	どうもご苦労さまでした。 改めて、何か、今説明を受けた中で、ここだけとは。どうぞ、どうぞ。
委員	すみません。今ご説明いただいた個人情報保護の研修の件で、何人ぐらいからやっていただけるのでしょうか。
事務局	あ、もう何人からでもやります。
委員	曜日なんかは、やっぱり指定がありますか。
事務局	いや、特にはございません。
委員	日時の指定、曜日の指定。
事務局	特にはございません。夜とかでも。例えば町会ですとかこの集まりでこの時間ということをおっしゃっていただければ、可能な限り調整いたしますので。
委員	所要時間はどのぐらい。
事務局	約1時間程度です。
委員	わかりました。ありがとうございます。
座長	よろしいですか。 どうぞ。
委員	災害時要配慮者支援システム。このシステムの研修を受けるには、個人情報の保護の研修と関係があるのでしょうか。
事務局	厳密に言いますと、関係がございます。当然こちらのほう、特定個人の方々の情報を扱いますので。

委員	実際のデータを扱うのですよね。
事務局	それ、実はそれを今後どうしようか実は今検討しております、そこについて、まず職員の研修が済んだ状態で、じゃあ、地域の方々に対して受講の機会を設けるにはどうしたらいいかというのを考えていきたいなというふうに思っております。
委員	<p>私だけかもわかりませんが、町会長さんに受けていただくと、実際のこの配慮者というのが目に見えるじゃないですか。で、町会長さんが個人情報保護の研修を受けた人もいるし、いない人もいますよ。町会長さんは時々、民生委員はデータを持っていて、もう俺らは持っていないと、こういうふうにちょっと私、感じることもあるんですね。実際の目を見て、自分の近所の方が、ああ、こういう人がいるのかということがわかれば、もう少し近くなるのじゃないかなという感じがするのです。私だけの話かわかりませんが、いかがでしょうか、会長。</p> <p>だから、1時間受ければいいのでしょ。うん。皆さんは受けたの。会長さん、どうですかね、地域で。</p>
委員	受けました。
委員	受けましたですか。だから、そういう感じで、目で見えたらね、実際のデータが。そうしたら、やっぱりちょっと違うのじゃないかなと。
事務局	<p>このいわゆる町会長の皆様方からのご要望というのは、実は私どもに寄せられておまして、これは私どもの今現在の回答でいきますと、救援所にお渡しをさせていただいている情報ですので、そちらのほうを使って、役立ててくださいと。</p> <p>これはなぜかといいますと、実は平常時、いざというとき、震災時ではなくて平常時にこの特定個人の情報を扱うというのには、本人の承諾を得ないといけないという大前提がございまして、たすけあいネットワークはどのような形でとっているかという、これが実は申し込みの時点で、どこどこに渡しますのでいいですか、という聞き方をしているのですね。それが、警察、消防、消防団、民生・児童委員、震災救援所と、この5カ所になっていますので、そこに実は各町会の町会長さんというのは入っていないのですよ。ですので、これをたすけあいネットワークの一環で取り直すとなると、そこからちょっと見直さなきゃいけないということに実はなるのですね。そういったこともありまして、先ほど課長が申し上げたとおり、町会長の皆さん、救援所の活動に参画して下さっている方はかなり多いので、そのお立場を使って、こういったところにご協力いただければというのが現状の扱いになります。</p>
委員	はい。
座長	よろしいでしょうか。

委員	<p>じゃあ、どうぞ。</p> <p>一つよろしいでしょうか。外国人の方が、さっきおっしゃった外人の方が、まちなかにいろんな外人の方を、最近、目にするようになったんですね。その方々が震災救援所に来たときに、まず言葉の問題、食べ物もない、文化の違いとかがあって、結構大変かなと思っているのですね。</p> <p>福祉救援所みたいに、ある1カ所の、例えば高円寺ですと、環七のところにある光塩。ミッションスクールがありますよね。ああいうところに、外人の方専門の救援所じゃないですけど、そういうものを将来的につくっていただいて、そこにみんな、搬送というのは変ですけど、行っていただいて、そうすると、皆さんお仲間でお心強いでしょうし。私たちも言葉もわからない、文化が違うので、ごたごたしているときにそういう対応も大変だろうなと思いますし、そういうところで、例えばボランティアさんを区のほうで呼びかけていただいて、そういうときにはそこに集まって対応してくださいねみたいな感じでできないかな、将来的には。というふうには思っているんですね。</p> <p>前ちょっと乳幼児のお母さんのことで、児童館なんかどうかしらという話をしたのですが、そういうことも例えば乳幼児のさっきの妊婦の方なんか、みんなごった返しているところで一緒になるというのも大変苦痛なことだろうし、初めからそういうふうには、例えば杉並、私のところで考えれば、文化女子大みたいなところがありますね、高校が。ああいうところでそういう方を対象に——そうすると、備蓄品が違ってきますよね。そういう方々のための傾向のあるものを用意できますし。</p> <p>そういうふうには、将来的には、この方はこういうところに行ければいいね、外人の方はこういうところに行けたらいいね、みたいなことができるといいかなと思いましたので、ご検討いただければと思います。</p>
座長	<p>はい。まあ、ご意見ということで、浜松市ではやっぱりそれぞれの地域に、国際交流協会のボランティアの方などが通訳をやりながら、地域の中にその外国人も入って、もちろんさっき言った搬送の仕事なんかもできる外国人もいますので、そういった協力者にもなってやっていくということなので、ほかの自治体の例もありますからね。防災課のほうで検討してもらえればと思います。</p> <p>そういうことで、大分いろいろご意見をいただきました。3月に全体会があるということなので、また今回この部会の意見も踏まえて、報告をさせていただきます。</p> <p>それでは……</p>
保健福祉部管理課長	<p>最後に。先ほど委員のほうから話があった鍵の件なのですが、鍵は出入り口とか、学校に入るまでの鍵については複数渡しているんですけども、先ほど一式という話だったので、それは多分学校独自。</p>
委員	<p>学校独自でつくってくれました。</p>
保健福祉部管理	<p>そこは多分独自だと思うんです。通常は学校の中に入って、要は職員室</p>

課長	内の所定の場所にこれがあるからということで、それであと開けていくという話なので、多分四宮は、それを超えて一式渡しているのだなということで。
委員	うん、一式くれた。
保健福祉部管理 課長	ちょっと、そこだけ訂正させてください。
委員	はい、わかりました。
委員	我々、五、六本ですよ、届いているのは。
委員	うん。うちもそれぐらいあります。
座長	それでは、きょうは、皆さん、いろいろとご意見をいただきまして、ありがとうございました。本日の会議はこれにて終了させていただきます。